大東市 市勢要覧（動画・冊子）制作業務委託に係る仕様書

１．基本的事項

（１）目的

大東市（以下「本市」という。）が令和８年４月に市制施行７０周年を迎えるにあたり、節目を記念し、市勢の過去・現在・未来が概観できる形で、市内外（特に市外）に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深め、本市に訪れたくなるような気持ちを醸成すること。

（２）業務名

　大東市 市勢要覧（動画・冊子）制作業務委託

（３）業務期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（４）納期及びスケジュール

　本市と協議の上、 契約締結から納品までの具体的なスケジュールを策定すること

（５）編集の方針

1. 「幸せデザイン 大東」を踏まえながら、主要事業等を取り上げ、施政方針の取り組みの要素を理解しやすいように含み、目的別に動画を複数作成する。
2. 「子育てするなら、大都市よりも大東市。」のブランドメッセージを掲げながら、子育て世帯を含む全世代にとって未来あるまちとしてのイメージをアピールすること。
3. 動画は原則１本あたり６０秒程度とする（式典用はこれに含まず、３分程度とする）。
4. 前回（市制施行６５周年）までと異なり、冊子だけの作成ではなく、動画と冊子の両方を作成する。冊子は、作成した動画一覧を文字情報により補助するブックレットとする。
5. 成果物は、シビックプライドの醸成を目的として、シリーズ化して完成後も市民を巻き込みながら展開・活用可能な仕様の構成とする。

２．業務内容

　受託者は制作目的を理解し、成果物は視聴者の興味・関心を引き付け、また視聴者からのリアクションを図ることができるものとし、作成後も魅力発信媒体として継続して活用できるよう、動画の展開・活用を見込める内容とする。また動画・冊子の企画段階から創意工夫をこらし、制作に係る全ての業務を行うものとする。

（１）動画の方針・企画・構成

1. 方針

　本市と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、タイトルや台本、絵コンテ、工程表の作成など、動画制作に必要な作業を行うこと。

1. 企画

　施政方針の「①こども・若者、②子育て世帯、③働く人・企業、④高齢者、⑤社会とのつながりにくさを感じている人、⑥まちづくり」と⑦ＳＤＧｓという、７つの要素を含めた動画を複数本（９本程度）制作する。うち１本は記念式典で使用する動画とすること。

1. 構成（例）

　下記の例を参考にして構成を提案し、本市と協議を行い、内容を決定する。ただし、下記は一例であり、目的に応じた構成案を企画し、市と協議して決定すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目的 | ターゲット | PR内容 | 施政方針 | 本市所有素材の例 |
| 大東市の教育を説明 | 市外の教員候補者と保護者 | 大東市が教育に力を入れているという保護者の安心感につなげる動画 | ①こども・若者 | 教育委員会動画 |
| 子育てしやすいまちのPR | 転入検討者（子育て世代） | 子育て施策の紹介 | ②子育て世代 | ブランドメッセージコーナー（広報誌） |
| 起業誘致の際に活用 | 市外企業 | 企業誘致のため大東市内の企業メリット | ③働く人・企業 | D-Biz動画 |
| 子育て世代以外にも手厚い点をPR | 高齢者・障害者 | 高齢者施策の紹介 | ④高齢者、⑤社会とのつながりにくさ | 高齢・障害の施策冊子 |
| 水害を通して逆に安心感のある町づくりをPR | 転入検討者 | 防災・防犯（耐震化施策含む）などに力を入れている点 | ⑥まちづくり | 危機管理室動画 |
| 市民の声としてPR | 転入検討者 | 市民の大東市の好きなところを１人15秒以内で。 | ⑥まちづくり |  |
| 大東の楽しさをPR | 市外子育て層 | 観光・グルメなど大東市のおもしろさを紹介 | ②子育て世代 | 観光動画、冊子 |
| ＳＤＧｓの取り組みをＰＲ | 転入検討者 | 大東市ならではの環境の取り組み | ⑦ＳＤＧｓ | ＢＰＳ、ダイトン号の写真 |
| 大東市の基礎的な紹介PVとして | 記念式典 | 大東市の歴史を紹介 | ⑥まちづくり | 過去の市勢要覧 |

（２）動画の素材

　上記（１）で決定した内容及び本市と協議して作成した台本、絵コンテなどに基づき、撮影する。ただし、本市もしくは受託者が所有する素材を使用することも可能とする。撮影の際は、連絡調整、取材交渉、出演者交渉、使用する素材の著作権に係る処理や撮影にかかる必要経費の負担など、動画制作に必要な業務は受注者において行うこと。

　本市が所有する動画については、別紙「各課等が保有する動画について.xlsx」を参照すること。動画の使用に必要となる肖像権や著作権、撮影場所や取材対象者への許諾について、本市所有の素材については的確な助言等の支援を行い、受託者所有の素材については管理を行うこと。

（３）動画の編集

　上記（２）の動画素材について、加工、ＢＧＭ音響制作、テロップ、ナレーションの挿入などの編集作業を行う。なお、完成までに複数回（最低３回）の内容確認及び修正指示の機会を設けること。ただし、最低回数に関わらず、校了となるまで校正を行うこととする。

　多言語対応としては、ＹｏｕＴｕｂｅの自動翻訳機能を使用することを想定する。

（４）動画の要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 項目 | 内容 |
| １ | 動画時間 | ①６０秒程度×複数本（８本程度を想定）  ②３分程度×１本（式典用を想定） |
| ２ | 品質 | フルハイビジョン以上の解像度 |
| ３ | 画面縦横比 | １６：９または９：１６（動画の内容に合わせて縦横比を決定すること） |
| ４ | ファイル形式 | ＰＣおよびスマートフォンで再生可能かつ、ＹｏｕＴｕｂｅや各種ＳＮＳに投稿可能な形式 |

（５）冊子の規格・仕様

　作成した動画一覧を文字情報により補助するブックレットを印刷・製本する。ページ数や冊子サイズについてはＡ４・８ページを基本とし、内容に応じて市と協議の上、決定する。

1. 体裁　Ａ４（または協議の上、Ｂ５・Ａ５も可）　中綴じ　４～８ページを想定
2. 部数　５，０００部
3. 印刷　フルカラー、マットコート紙、紙の重さ１１０ｋｇ相当以上
4. 多言語対応　一部英語翻訳を併記（要約した文章は受託者側で専門家の校正を受けること）

（６）その他

　市制施行７０周年記念式典で動画を放映し、冊子を配布する。また、市公式ＹｏｕＴｕｂｅや各種ＳＮＳ、デジタルサイネージなどでの使用を予定している。また、動画内の画像は広報誌などその他紙媒体に使用予定。納品後、動画・冊子については、本市が随時、改訂・改変を加えて魅力発信に活用することを想定している。

３．成果品

　本業務での成果物及び納入物件は、以下のとおりとする 。

1. 作成した動画のデータファイル（データ納品、改訂・改変が可能な状態のもの）
2. 作成した動画をＤＶＤ－Ｖｉｄｅｏ形式で収録したＤＶＤ（ＤＶＤ１枚につき、動画１本を収録すること）
3. ブックレット（冊子）
4. 各種資料のデータファイル

本業務に使用した写真データ、映像、動画台本等の映像素材及び、本市と打合せや協議を行った議事録についての文書データ、ブックレットのイラストデータと高解像度ＰＤＦ、ホームページ掲載用のＰＤＦその一覧表（収めたデータ内容を把握できるもの）

1. 著作権に関する許諾書、その他許諾書等
2. 作業完了報告書

４．留意事項

（１）再委託が必要となる場合には、あらかじめ本市の了解を得たうえで委託を行うこと。再委託範囲については、受託者が責任を果たせる範囲内とし、再委託に問題が生じた場合には全て受託者の責任において対応すること。

（２）本契約で得られた成果品、資料、情報等は本市の許可なく他に公表、貸与、譲与、使用しないこと。

（３）著作権・権利侵害について

①本業務の成果品に係る著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。以下同じ。） は、納品をもって無償で譲渡するものとする。

②第三者が権利を有する映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続きを、受託者において費用を負担し、受託者が行うこと。

③本業務の成果品の内容等が、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権、その他の権利を侵害しないことを保証すること。

（４）業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果品の不備や不良があった場合は、受託者は速やかに本市の指示に従い、補正等の措置を受託者負担で行わねばならない。

（５）制作作業にあたっては、委託業務を総括し、本市からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、制作責任者と併せて、当該業務の従事担当者を確保し、これらは、画像やデザイン、映像、音声等のマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有しているものであること。

（６）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ受託者は、本市と協議して定めることとする。

５．障害者差別解消法の遵守について

　受託者は、本契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第６５号）および関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

６．人権啓発研修条項

　受託者は、受託業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、本市が実施する啓発行事への参加の促進や受託者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

７．労働施策総合推進法に係るパワーハラスメント等の対応

　受託者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び事業主が職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（令和２年厚生労働省告示第５号）を遵守すること。